

国立大学法人弘前大学における研究設備・機器の共用利用に関する基本方針

(令和7年3月24日学長裁定第19号)

国立大学法人弘前大学（以下「本学」という。）は、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）及び「研究設備・機器の共用促進に向けたガイドライン」（令和4年3月文部科学省策定）を踏まえ、本学における研究設備・機器の共用利用を促進するため、本基本方針を策定する。

1. 研究力の強化を図るため、研究設備・機器を重要な経営資源の一つと捉え、本学の経営戦略に基づき活用する。
2. 研究設備・機器の現状把握及び分析をするとともに、本学の経営戦略を踏まえた中長期的な「戦略的設備整備・運用計画」を策定する。
3. 研究設備・機器の共用化に際しては、理事（研究担当）が中心となり、関係部門が連携し、管理・運用について協働する。また、管理・運用にあたり、人材育成と技術承継を踏まえた共用を推進する。
4. 研究設備・機器の共用を推進するため、運営体制を確立するとともに、学外者による研究設備・機器の共用利用を積極的に推進し、地域産業界及び自治体等の外部との連携を強化する。
5. 研究設備・機器の整備及び運営を継続的に維持・発展させるため、適切な利用料金を徴収する。